

地方債及び地方公共団体金融機構債等に関する 非居住者等利子非課税制度の概要

海外投資家(非居住者・外国法人等)が受け取る以下の利子等(※1)について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税及び法人税が非課税となります。

①振替地方債の利子等

②平成25年3月31日までに発行される振替地方公共団体金融機構債等(※2)の利子等

(※1)償還差益(償還価額と取得価額との差額)を含みます

(※2)地方公営企業等金融機構債及び公営企業金融公庫債を含みます

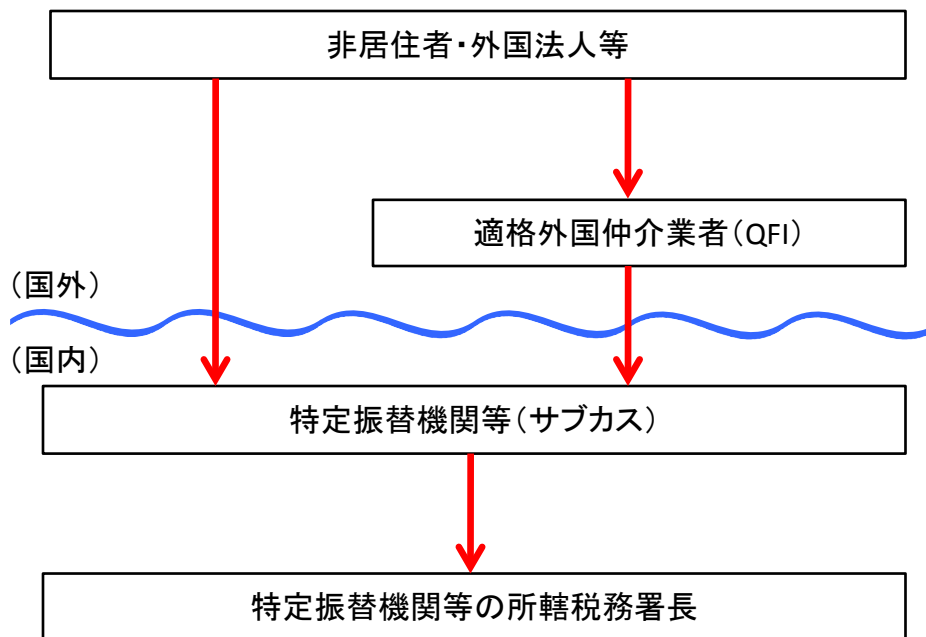
■経緯

○平成19年度税制改正において、非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度が創設され、平成20年1月から非課税措置が導入されました。

○平成22年度税制改正において、非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続が簡素化されるとともに非課税対象者等が拡充されました。

また、非居住者等が受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度が創設されました。

■必要な手続等の概要



→ 非課税適用申告書

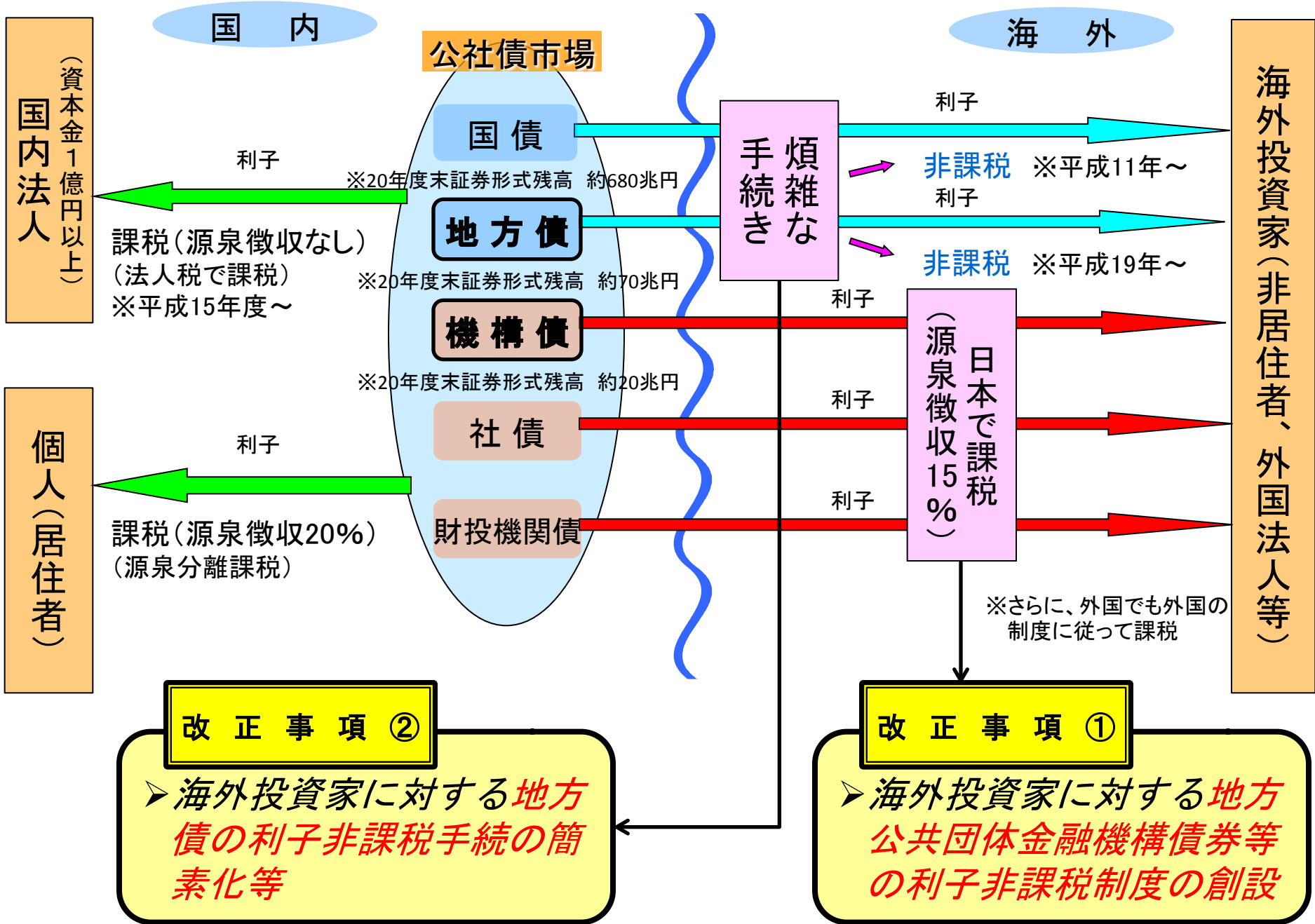
平成22年度税制改正の概要

平成22年度税制改正により、以下の①から③の見直しが行われました。

- ①海外投資家(非居住者・外国法人等)が受け取る地方公共団体金融機構債券等(※1)の利子等のうち、振替債に係るものについて、非課税制度を創設する
- ②海外投資家(非居住者・外国法人等)が受け取る地方債の利子のうち、振替債に係るものについて、非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充する(※2)
- ③①及び②の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替地方債等の利子等について適用する

(※1) 地方公営企業等金融機構債及び公営企業金融公庫債を含みます

(※2) 海外投資家(非居住者・外国法人等)が受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度は平成20年1月より導入されています



非課税手続の簡素化の概要(改正事項②関係)

海外投資家(非居住者・外国法人等)が非課税措置の適用を受けるために必要な手続は、以下のとおり簡素化されました。

①非課税適用申告書

海外投資家(非居住者・外国法人等)は、非課税措置の適用を受けようとする債券ごとに、発行体の所轄税務署長に提出するのではなく、特定振替機関等の所轄税務署長に提出すれば足りることになります。

(注)海外投資家(非居住者・外国法人等)が非課税措置の適用を受けるために作成することが必要とされていた所有期間明細書は、一定の手続要件を満たせば作成不要になります。

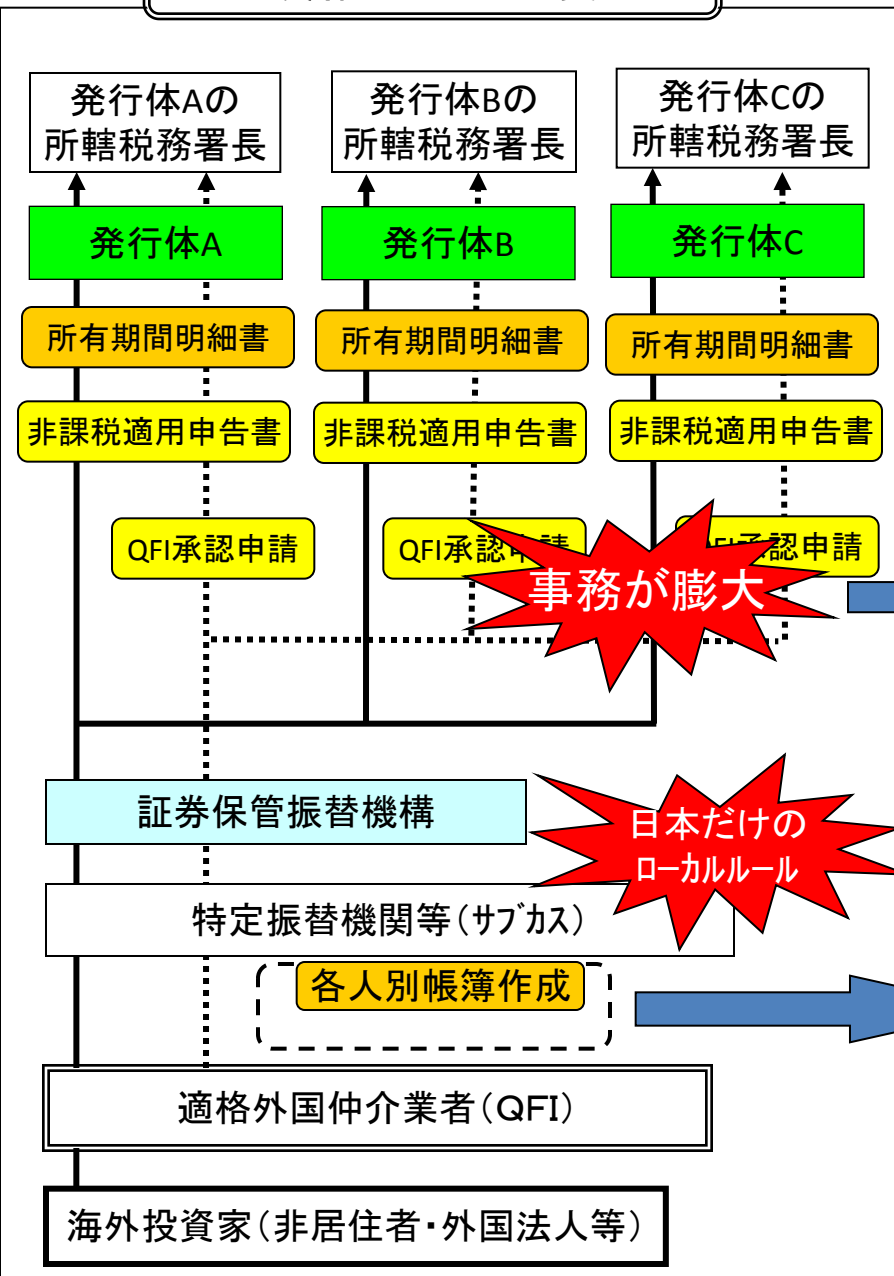
②適格外国仲介業者(QFI)の承認申請書

外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関は、適格外国仲介業者になろうとする債券ごとに、発行体の所轄税務署長に提出するのではなく、国税庁長官に提出すれば足りることになります。

③各人別帳簿

特定振替機関等が作成している各人別帳簿は、非課税区分口座を設定している場合に、一定の手続要件を満たせば作成不要になります。

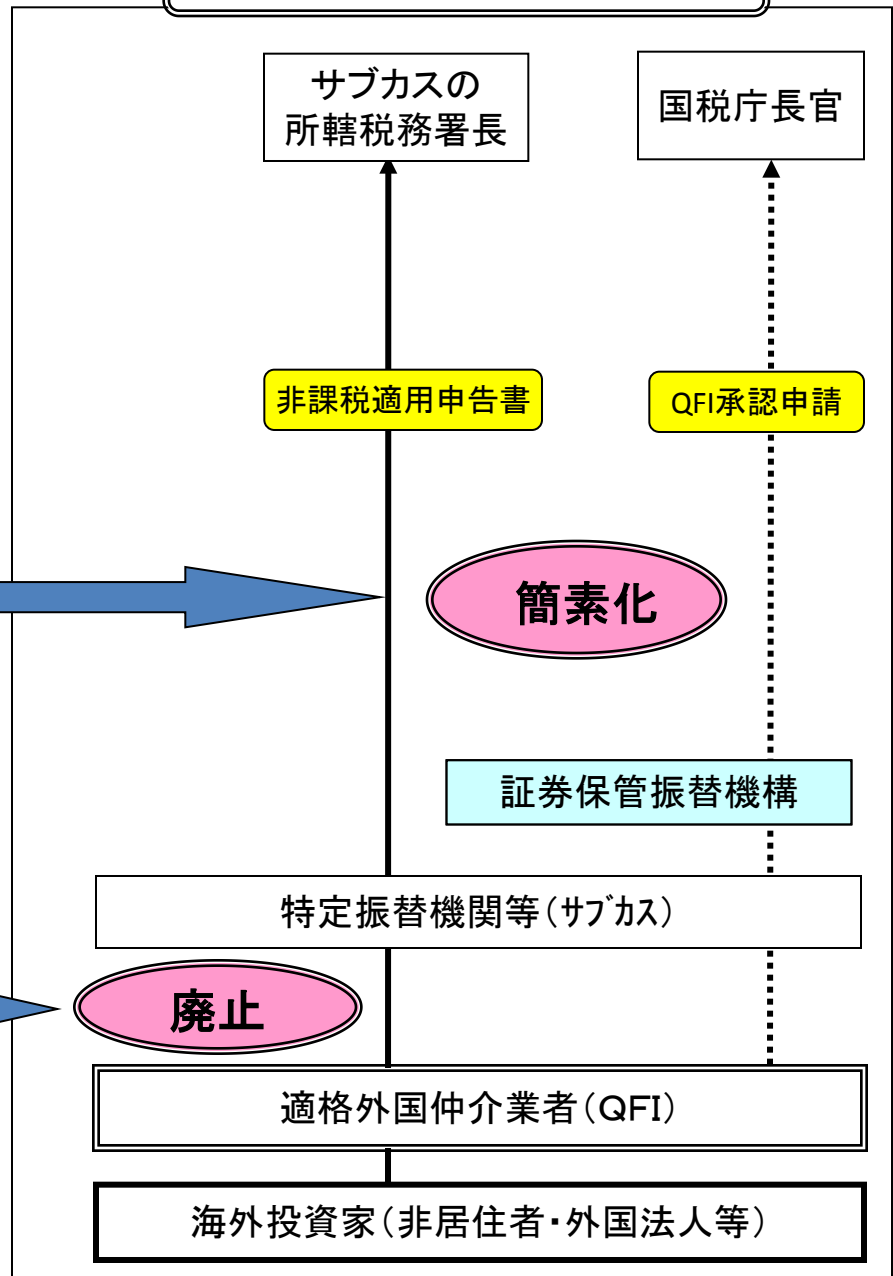
煩雑な現行制度



事務が膨大

日本だけのローカルルール

簡素な新制度



簡素化

廃止